

グループ通算制度の概要

令和2年3月に公布された税法の改正で、法人税法の連結納税制度が見直され『グループ通算制度』に改められました。この制度は令和4年4月1日以降に開始する事業年度から適用されることになっているため、まだ適用までに時間がありますが、今回のエクラ通信は令和2年4月時点の法律を基にグループ通算制度を紹介したいと思います。

修正申告・更正の請求は個別で行う

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算等の調整を行う制度です。そのため、グループ内に慢性的な赤字が生じる法人を持つ場合には、他の黒字法人の所得と通算することができるため有効になります。

個別に法人税額の計算を行うことから、後発的に修正事由が生じた場合には、原則として他の法人の税額計算に反映させない（遮断する）仕組みとされています。

適用を受けるには

グループ通算制度を利用する場合には、その親法人のグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の3月前の日までに、その親法人及び子法人の全ての連名で、承認申請書を親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出したのち承認を受ける必要があります。

すでにグループ通算制度の適用を受けたのちに子法人が増えた場合には、完全支配関係を有することになった日から国税庁長官の承認があったものとみなされます。

確定申告や税額を納付する際の注意点

グループ通算制度の適用を受ける法人は、事業年度開始の時点における資本金の額にかかわらず、e-Taxで申告書を提出する必要があります。また、納付の際は、グループ通算制度の適用を受ける法人は相互に連帯納付の責任を負います。

損益通算の方法と修正等があった場合の対応

グループ通算制度の適用を受けるグループ内で欠損になった法人がある場合には、各法人の欠損金額の合計額が所得法人の所得の金額の比で配分され、その配分された欠損金額が所得法人の損金の額に算入されます。

逆に、損金算入された金額の合計額と同額の所得の金額は、欠損法人の欠損金額の比で配分され、その配分された所得金額が欠損法人の益金の額に算入されます。これによりグループ内で損益を通算することができます。

仮にグループ内の一部の法人で、修正申告又は更正の請求が必要になった場合には、損益通算に用いた所得金額及び欠損金額は当初申告時点の金額から変動させません。これにより、修正又は更正事由が生じた法人以外の法人への影響は遮断されるため、当該法人の申告のみ是正すれば済むことになります。